

## 鋸南町民生委員児童委員協議会会則

(事務所)

第1条 本会は、鋸南町民生委員児童委員協議会(以下「民協」という。)と称し、事務所を鋸南町保健福祉課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、民生委員児童委員の意向を反映し、相互に交流しながら関係機関との連絡を密にし、相互の福祉活動の推進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、鋸南町担当の民生委員児童委員を以て組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、民生委員児童委員に関する調査、研究
- 二、関係機関、団体との連絡及び協力
- 三、福祉活動を推進していくための研究
- 四、その他目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 1名
- 三、会計 1名
- 四、評議員 5名
- 五、監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、本会を組織する委員のうちから互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 会議は、評議員会及び協議会とする。

- 2 会議は、会長が招集しその議長となる。
- 3 会長は、本会を代表し会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 評議員会は、会長・副会長・会計・評議員で構成し、必要に応じ開催する。

6 協議会は、毎月1回開催する。ただし、必要あるときは臨時に開くことができる。  
7 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を保存しなければならない。

(イ) 日時 (ロ) 場所 (ハ) 出席者の氏名 (ニ) 会議の顛末

(任 期)

第8条 役員任期は3年とする。

2 補欠による役員任期は、その在任期間とする。

(会 計)

第9条 本会の経理は、会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会費は、千葉県民生委員児童委員協議会会費及び全国民生委員互助共励事業会費の年額と同額とする。

3 会計年度は、12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(委 任)

第10条 この会則の施行上必要な事項は、会長がこれを定める。

(会則の変更)

第11条 この会則を変更しようとするときは、協議会において出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(雑 則)

第12条 慶弔に関する規程は別に定める。

附 則

この会則は、昭和54年3月2日から施行する。

この会則は、昭和59年12月5日から施行する。

変更部分(役員任期1年)を(役員任期3年)とする。

この会則は、平成8年2月14日から施行する。

変更部分(評議員会に会計を追加)する。

この会則は、平成12年5月12日から施行する。

変更部分(総務、副総務)を(会長、副会長)に改める。

この会則は、平成13年12月3日から施行する。

変更部分(第5条に会計を追加)する。

この会則は、平成16年12月1日から施行する。

変更部分(鋸南町役場)を(鋸南町保健福祉課)に改める。

変更部分(会費3,000円)を(会費5,000円)に改める。

この会則は、平成21年10月23日から施行する。

変更部分(第9条第2項 年額5,000円)を(千葉県民生委員児童委員協議会会費及び全国民生委員互助共励事業会費の年額と同額)に改める。